

京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第42条第1項の規定により、京都市南部クリーンセンター第二工場建替え整備事業に係る工事の着手の届出及び「京都市南部クリーンセンター第二工場建替え整備事業に係る事後調査計画書」が提出されましたので、条例第42条第2項の規定に基づいて、次のとおり公告するとともに、事後調査計画書を縦覧に供します。

平成26年3月18日

京都市長 門川 大作

1 事業者の氏名及び住所等

(1) 事業者の名称 京都市

(2) 代表者の氏名 京都市長 門川 大作

(3) 主たる事業所の所在地 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

京都市南部クリーンセンター第二工場建替え整備事業

(2) 種類

ごみ処理施設（焼却施設、選別資源化施設及びバイオガス化施設）の設置

(3) 規模

ア 焼却施設 焼却能力 500トン/日（24時間稼働）

イ 選別資源化施設 処理能力 180トン/日（6時間稼働）

ウ バイオガス化施設 処理能力 60トン/日

3 対象事業実施区域

京都市伏見区横大路八反田29番地（京都市南部クリーンセンター内）

4 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

京都市環境政策局環境企画部環境管理課

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎8階

(2) 縦覧の期間

平成26年3月18日から同年4月18日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

「午前9時から正午まで」及び「午後1時から午後5時まで」

(4) 事後調査計画書のインターネットを利用した閲覧について

京都市環境政策局環境企画部環境管理課のホームページから、事後調査計画書を閲覧することができます。

[URL](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000163383.html) <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000163383.html>

(環境政策局環境企画部環境管理課)